第　号の　様式（第　条関係）年　　月　　日

東海村長　殿

納税義務者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　（印）

電話番号

令和　年度　村民税・県民税申告書付表

（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る村民税・県民税の課税方式について，所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択するため，村民税・県民税申告書（※所得税の確定申告書の控えの写しに村民税・県民税申告書と記載し，記名・押印し代用可）と併せ提出します。

１　課税の方式

（１）上場株式等の配当等に係る村民税・県民税の課税方式について，次のとおり選択します。

（いずれかを〇で囲んで，該当する金額，配当割額控除額がある場合は記載してください。）

・申告しないことを選択します。（配当割額の控除・還付はなくなります。）

**・**総合課税を選択します。　　　　　　　　　　　　　（住民税の源泉徴収税額）

　　配当所得（総合課税分）の金額　　　　　　　円　　　配当割額控除額　　　　　　　　円

**・**分離課税を選択します。

　　配当所得（分離課税分）の金額　　　　　　　円　　　配当割額控除額　　　　　　　　円

（２）上場株式等の譲渡所得等に係る村民税・県民税の課税方式について，次のとおり選択します。

（いずれかを〇で囲んで，該当する金額，株式等譲渡所得割額控除額がある場合は記載してください。）

**・**申告をしないことを選択します。（株式等譲渡所得割額の控除・還付はなくなります。）

**・**分離課税を選択します。　　　　　　　　　　　　　　（住民税の源泉徴収税額）

上場株式等の譲渡所得等の金額　　　　　　　　円　株式等譲渡所得割控除額　　　　　　円

【留意事項】

※申告期限は，村民税・県民税税額決定通知書が送達される日までです。期限後は受付できません。

※上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については，所得税15.315%及び住民税５%であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものが対象となります。

※上場株式等の所得と判断がつかない場合は，確定申告書の内容で課税する場合があります。